

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 市民課	
契約締結年月日	令和6年12月2日	
業 務 名	住民基本台帳ネットワークシステム更改業務委託	
業 務 の 概 要	当該業務は、現在運用している住民基本台帳ネットワークシステム機器の賃貸借期間が令和7年1月末で終了し、新規に機器を賃貸借するため、この時期に併せて住民基本台帳ネットワークシステムの更改業務を委託するもの。	
契約金額(税込)	4,180,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>住民基本台帳ネットワークシステムは、本市の住民情報システムと密接不可分に連携しているシステムである。株式会社日立システムズは、本市の住民情報システム(ADWORLD)のシステム開発元であり、特許権、著作権その他の排他的権利を有している。当該業務を株式会社日立システムズ中部支社以外の者に履行させた場合、既存の住民情報システムに著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>また、住民情報システムの構築、運用、保守は株式会社日立システムズ中部支社が行っており、同一の事業者が当該業務を行うことで、安全かつ効率的な環境構築が可能である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部市民課です。